

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度第 2 回新座市地域密着型サービス運営委員会
開 催 日 時	令和 7 年 2 月 3 日（月） 午前・ 午後 2 時 3 0 時から 午前・ 午後 3 時 3 0 分まで
開 催 場 所	新座市役所本庁舎 5 階 第 1 委員会室
出 席 委 員	山口由美委員長、原愛委員、石野幸利委員、稲垣一久委員 計 4 名
事 務 局 職 員	介護保険課副課長兼事業計画係長 金山、介護保険課事業計画係主任 橘、主事 田島 計 3 名
会 議 内 容	議題 (1) 地域密着型サービス事業者の指定・更新及び廃止の状況について (2) 地域密着型サービス事業者の公募について (3) その他
会 議 資 料	資料 1 …市内地域密着型サービス事業所の指定及び運営状況等（非公開） 資料 1 別紙…地域密着型サービス整備状況マップ 資料 2 …令和 6 年度新座市地域密着型サービス事業者の候補者の選定について（非公開）
公開・非公開の別	1 公 開 2 一 部 公 開 <u>3 非 公 開</u> (傍聴者 0 人)
そ の 他 の 項	会議結果については、非公開の部分を除き、公開とします。

審議の内容（審議経過、結論等）

1 開会

委員長あいさつ

2 議題 〔◎委員長発言 ○委員発言 ●事務局発言〕

(1) 地域密着型サービス事業者の指定・更新及び廃止の状況について (事務局から資料1、資料1別紙に基づき説明)

- 委員からの事前質問「認知症対応型共同生活介護事業所で、運営推進会議が開催できていないところがありますが、どのような状況なのでしょう。」に対し、回答する。

当該事業所は現時点では3回開催している。0回と表記しているのは、運営推進会議の開催後に提出する開催報告書の提出まで完了していないため、開催回数には含めていない。

また、開催を認めた3回以外にも開催はしていたが、市の職員と地域包括支援センターの職員両方が欠席する場合には会議の開催前に意見照会が必要となるが、実施しておらず、開催要件を満たしていないため、開催回数とは認められなかった会議もある。運営推進会議の留意事項について説明し、今後は適切に開催し、報告書についても提出するよう指導するとともに、随時開催状況の確認及び実施を促す等の指導をしていく。

- 地域密着型通所介護事業所で単位が4となっている事業所はどのように4単位となっているのか。
- 午前と午後で2単位に分かれている事業所とは違い、曜日や時間帯、定員数や機能訓練室が異なる単位として4単位設定されている。部屋が二つあり、一つは従来の居場所づくりのような一日滞在型、もう一つは7～8台のマシンを入れて筋力維持に取り組み、午前と午後に3時間集中して実施するような部屋がある。そのため、月曜日から金曜日まで1日滞在型の部屋と午前と午後の部屋で3単位、そして土曜日には1日をとおして実施する単位があるため、合計で4単位となる。
- ◎ 他に質問等はないか。
- 市外の地域密着型サービスの利用について、新座市民が市外のサービスを8件利用しているとの報告だったが、主な理由等があれば教えていただきたい。
- 8件のうち、4件が療養通所介護（地域密着型通所介護）の利用であり、新座市内にはないサービス事業所となる。また、市内の事業所では送迎の範囲外で利用ができず、逆に市外の事業所の方が近く、送迎の範囲にも当たっているといったことがあり、利用につながっているケースもある。
- ◎ サービスがある場所とない場所と言えば、西堀や新堀の方では送迎が難しいのか。他に質問等はないか。
- 運営推進会議には職員が出席していて、報告には目を通してはいるが、内容がこれで良いのかと疑問を感じる時がある。直接出席はしていないので、実際の会議の場では意見交換されているのかもしれないが、資料を見た限りでは分からない。会議の内容が少ない時には市から指導などしているか。
- 事業所によって運営推進会議の資料には程度の違いがあるかと思う。市

審議の内容（審議経過、結論等）

では会議の資料を作成してもらう上での参考様式を作成してお知らせをしている。様式にある項目は満たした上で報告書を提出していただくようにお伝えはしているが、内容が少ないという指導は難しい。

- こういった事例があったとか、サービスを行う上での事故などの結果を挙げられているのでそれらを拝見するが、会議で話し合っただけでどのように役立てているのか、というのが見えてこない。せっかく実施するのであれば、今後どのように活かしていくかといったのが見えたほうがよいと思う。
- 改善策の記載が全くないようなところに対しては、改善策を記載するように伝えている。会議の構成員である、地域密着型サービスについて知見を有する者（以下、「知見を有する者」という。）を同じサービスの他の事業所から選定しているところも増えてきているため、実際に他事業所で行っている改善策や、事故の共有などを行っているところもある。また、知見を有する者に限らず、利用者のご家族が出席されることもあるので、そうした場合には事故に対する意見があったり、活発に構成員から意見を出し合うところもある。しかし、出席者が少ないとそもそも意見が出て来ない。市は基本的に毎回ではないが、出席しているため、改善につながっていない機械的に記載されているような改善策に対して、もっと別の視点での改善策はないか、事故は命に係わるかもしれないのでなくすように努力できないか、など伝えている。
- 書類だけでは見えてこない部分もあるため、今後も指導をお願いしたい。
- ◎ 知見を有する者が同じサービスで構成員になっているところは全てではないのか。
- 認知症対応型共同生活介護や地域密着型通所介護同士で構成員になっているところが何か所がある。ただ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、南部と北部にしかないため、出席するのがそもそも大変ということもある。また、運営推進会議ではこういった利用者であれば向いているのかといったことや、こういった事業所であるかということを知っていただくため、敢えて知見を有する者をケアマネジャーで選定されているところもある。そのため、知見を有する者は同じサービスの事業者に限らない。
- ◎ 事前質問の件の事業所が心配であったため、他の事業所が構成員としていれば、お互いに開催状況についても確認しあえるのではないかと考えた。

(2) 地域密着型サービス事業者の公募について （事務局から資料2に基づき説明）

- 委員からの事前質問「東部第二や西部地区に事業所の進出がないのは、土地の問題などがありますか。」に対し、回答する。

前回と今回の公募で定期巡回・随時対応型訪問介護看護に応募があった事業者は、どちらも既存施設に併設のため、特に土地を選定したということはない。このように、応募があれば事業者は土地の選定理由や状況等を伺うことが可能だが、応募がないサービスについては、事業者に応募しない理由を伺うことができないため、あくまでも推測にはなるが、土地としては次のような理由があるのではないかと考える。

1 点目は、両地区には市街化調整区域が多くある点である。市街化調整

審議の内容（審議経過、結論等）

区域内では、原則として建築物を建築することはできない。ただし、特例があり、地域密着型サービス等はこの特例に該当するため建築することは可能であり、実際に介護事業所も整備されている。しかしながら、市街化区域より手続や確認等が多くなる場合があり、敬遠されているのかもしれない。

2点目は、事業所を建築できても、周辺に民家が少ないため、利用者宅への送迎や訪問介護員の移動等を考えると、効率的ではないことである。今後、新座市で事業を開始したいが土地の選定に苦慮しているという問合せがあれば、実際にどのような点が問題なのか伺ってみたいと思う。また、土地の確保は事業者が実施することではあるが、手続等で不明点がある場合は、関係各課への確認等可能な限りサポートをしていく。

◎ 今回選定された定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所予定地である野火止六丁目はJ R武蔵野線上にあるものか。

● そのとおり。高架下付近にある。

○ 旧川越街道をJ R武蔵野線の方に上がって行って交差する付近。ほぼ高架下である。

● 線路から数メートル離れている程度の距離である。3階建てであり、大きなビルではなく、よく見れば横長で大きな施設ではあるが、縦方向には大きな建物ではない。

◎ 他に質問等はあるか。

○ 今回の選定で定期巡回・随時対応型訪問介護看護が3か所そろふこととなり、北部と南部と中部圏域というような想定であるかと思う。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の入り口は既にケアマネジャーが担当している方より、地域包括支援センターでこれからサービスを利用したいと考えられている方が多いことが想定される。現状では、事業所が所在している圏域の地域包括支援センターしか介護・医療連携推進会議に呼ばれていないが、他の圏域には恐らく整備されないサービスであるため、利用が想定される圏域の地域包括支援センターにもお声がけいただくように働き掛けることはできないか。

最終的には事業者の判断で構成員は選定されることとなると思うが、介護・医療連携推進会議について市役所からある程度アドバイスする際に構成員の中の一例として提案していただきたい。

私が所属する地域包括支援センターの圏域内に定期巡回・随時対応型訪問介護看護がないため、一般的なことであれば分かるが、実際の利用の実態は分からない。そのため、相談に来られた利用者に対してお勧めするのが難しい。

● 強制はできないが、提案をする分には可能であるかと思う。機会を捉えて可能な限りでの対応になるかと思う。

資料としてお配りしている、資料1別紙 地域密着型サービス整備状況マップに示しているとおり、事業所の所在地に偏りがあるため、地域包括支援センターによっては、圏域内に出席する事業所が7～8か所ある。地域密着型通所介護であれば年2回の出席だが、施設系の事業所であると年6回の開催になるため、7か所出席しなければならない事業所のうち、半数が施設系の事業所だったりすると出席し続けてもなかなか終わらないよ

審議の内容（審議経過、結論等）

うなところもある。そうした地域包括支援センターの方からは出席するのが大変であるとの声もある。

逆に出席する事業所の数が多いが、地域密着型通所介護だけの配置であると他のサービスの話も聞いてみたいという声もある。ただし会議を狭いスペースで実施しているところもあるため、人数が増えても大丈夫かといった兼ね合いもある。地域包括支援センター、事業所、構成員の事情等を考慮し、提案できるところには可能な限りで提案をしていければと思う。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の選定結果について、評価の点数があまり高くないようだ。基準点をぎりぎり越えている。評価を細かく設定されていると思うが、足りなかった部分などはしっかり指導して、事業がスタートする段階で上手く整えられるとよいと思う。

- 基準点を満点の70%としており、270点の70%が189点である。事業者の199.5点は74%にあたるため、たしかにぎりぎりのところではあった。事業者には評価結果が満点ではなかったこと、高いものではなかったことを伝え、利用者にとってよりよいサービスになるように足りない点については指導していければと思う。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関しては候補者が決まってよかったと思う。ただ、定員が30名となっているが、既存の施設では利用者が30名になってはいない、既存の施設も元々は30名の予定だったか。

- サービスが訪問であるため、そもそも定員という考え方はない。従業者が増えれば利用者を増やしていける。なかなか難しいところではあるが、予定としては利用者を30名にしたいとの考えではあった。

- 利用者がいないと運営が難しくなってしまうので、先ほど委員から発言があったように、地域包括支援センターや、ケアマネジャーが関わってくるのであれば、もっと紹介して頂いて、利用者を増やしていけたらと思う。

- 毎回議論になっているかと思うが、施設併設型の事業所ではサービス付き高齢者向け住宅があるため、地域のご自宅にも訪問しているが、基本的には101号室に行ってきますとか、505号室に行ってきますとことができる。施設併設型ではない事業所に関しては、そういった施設が一切ないため、全てご自宅に行っている。従業者も少なく、今の利用者数がぎりぎりであるとのこと。月途中でやめる方や始める方も含めて今の利用者数であるため、実質的なところではさらに少なくなる。5～6名の従業者で24時間、3交代制で運営しているため、業務がこれ以上は回らないとのこと。そのため、従業者を今の倍にしていけないと利用者の受け入れはおそらく難しい。利用希望の問合せはあるそうだが、受け入れが難しく、場合によってはお断りもしているそうである。

従業者を採用して頂ければというところであり、紹介が上手くいっていないために利用希望が少ないというわけではない。

- 提供したくても提供側がいない、そのため利用者も増えないというのがループしている。従業者がいないので、せっかく制度や事業者が増えても上手く回らないのではもったいない。

- 介護保険課の介護予防係が主導して、調整さんを使用して居宅介護支援事業所の空き状況をリアルタイムに情報提供する取組みがある。それを参考にケアプランの作成依頼を地域包括支援センターから依頼させていただ

審議の内容（審議経過、結論等）

いている。全部は難しいと思うが、例えば地域密着型サービスのできる限り新しい空き状況、サービス提供に余裕があるのかそうでないのか、逆に利用者が集まらなくて困っているという状況を同じような仕組みで情報発信してもらうのもよいかと思う。

特に先程の話に関連して、認知症対応型共同生活介護で急遽事情があって定員に空きが出たりすることがあると、各施設がファックスなどでお知らせを出している。それも手間がかかっており、相談の当てがあるところに一つ一つ送ってくださっていると思うが、こういったものを一元化できると双方にとってかなりメリットがあるかと思う。実際に調整さんではメリットを感じている。

調整さんの中には看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護が入っているため、既にこの二つに関しては居宅介護支援事業所と同じ、リアルタイムでの空き状況の情報提供ができています。同じものを使うか、違うグループを設けて実施するのかやり方はあると思うが、その方法ができるかというのを検討していただきたい。

- 今の件については、他からもご要望をいただいているが、居宅介護支援事業所ではできているので、地域密着型サービスだけであれば恐らくできないことはないと思う。ただ、地域密着型通所介護だけであれば市の指定なので、事業所において取組みの趣旨の説明もできるが、県指定の通所介護などではできなかったりする。また、単位が事業所によって異なり、運動系のところや、居場所づくりのようなどころなど、事業所によってサービスが全く異なるところもある。

居宅介護支援事業所だとあくまでアセスメントしてモニタリングしてケアプランを作成するというのは、各事業所に特色がありながらも、そこまで変化のあるものではないが、地域密着型通所介護だと単位も時間も違う。施設系であれば介護保険のサービスに関しては一律の料金だが、それ以外の住居費や食費などは事業所によって全く違うため、一律にその空き状況だけが分かって役に立つものなのかどうかは分からない。空き状況がわかるものがあれば有効か。

- ケアマネジャーは料金の部分について高い、安いぐらいの認識かもしれないが把握していると思う。ただ、空き状況は問合せてみないと分からない。そのため、空き状況が分かるものがあればよいかもしれない。ここは空いていても料金が高いからこの人は使えないだろうというのはケアマネジャーが判断するかと思う。
- 最初の見合の候補にするかどうかという目安にはなるかと思う。介護報酬に関しては使用しているシステムなどで仮の予定を入れてみればどれぐらいの料金がかかるのか計算できると思う。それ以外の食費などの部分については問合せることになるかもしれないが、そもそも問合せ先として考えてよいのか、利用者にお勧めする候補として出してもよいのかというところがまず必要になるのではないかと思います。
- 詳細は記載せずに空き状況だけでもよいかもしれない。
- 今までの意見ではこういったサービスなのかというのが分かりつつ、空き状況も分かればというものが多かった。その場合、こちらが把握しているものと事業所側がアピールしたいものが違う可能性があり、こういった

審議の内容（審議経過、結論等）

サービスかを記載してもらうには文字数制限があるなど考慮することが多い。

- 自分の事業所では関わりのある居宅介護支援事業所では、新規で開設した事業所などは現地に実際に見に行っており、資料をもらってきて、事業所の雰囲気や他の職員と共有している。事業所の詳細は基本的にケアマネジャーであれば知っているのではないかと。一意見として、今の空き状況が分かるだけでも業務が楽かも知れない。他の方の意見は違うかもしれないが。
- 単純な空き状況だけの提供にして、詳しくは各施設の方にお問合せくださいというような、二段構えにはなってしまうかもしれないが、まずは空き状況の情報があるだけでも、だいぶ効率化できるかと思う。
- ◎ 調整さんはアプリの調整さんのことか。
- そのとおり。居宅介護支援事業所の空き状況を出席を入力する部分を使って丸、バツ、三角で表現している。備考欄に何月何日時点などを入力し、その他にも事業者が紹介したいことなどを一言あれば入力するような運用をしている。
- ◎ クラウドなどに保存して更新するような運用はできないのか。市でクラウドをオープンできるようなシステムはないのか。
- それが難しいため調整さんを使用させていただいている。本来の使い方ではないかもしれないが、空き状況が見られてよいとのご連絡もいただいている。今すぐできると断言できないが、検討させていただく。

(3) その他について
特になし。

3 閉会